

平成 31 年 1 月 18 日

建設消防委員会

道路保全課  
南土木整備事務所

平成 30 年（ワ）第 566 号 土地境界確定請求事件について

1. 事件番号 平成 30 年（ワ）第 566 号

(1) 提訴日 平成 30 年 1 月 22 日

(2) 原告 磐田市鳥之瀬 A 氏、浜松市東区半田山 4 丁目 B 氏

(3) 被告 浜松市中区常盤町 亡 C 氏法定相続人 4 名、浜松市 代表者市長 鈴木康友

(4) 土地 浜松市中区蛸塚二丁目 19768 番 49 (A 氏)、同広沢二丁目 78 番 97 (B 氏)  
浜松市中区広沢二丁目 78 番 10 (亡 C 氏)、同蛸塚二丁目道敷 (浜松市)

(5) 裁判所 静岡地方裁判所 浜松支部 民事部

(6) 請求の趣旨

本件訴訟は、原告らが所有する蛸塚二丁目 19768 番 49 (地目：宅地) 及び広沢二丁目 78 番 97 (地目：宅地) の土地と、同土地が隣接すると考えられる被告らが所有する広沢二丁目 78 番 10 (地目：山林) の土地及び道敷の境界を確定することを求めるものである。

なお、浜松市は、道敷の所有者として被告となっている。

原告の主張は、広沢二丁目 78 番 10 の土地が現地では確認できなかったが、原告が所有する土地と被告が所有する土地との境界線は別紙図面イ点からロ点であること。

(7) 本件訴訟が提起された経緯

当該地区の公図は、不動産登記法第 14 条に基づく地図ではない精度の低い公図であり、字により公図が 2 枚に分かれているため、蛸塚の土地が広沢のどの土地に接しているか不明確であった。原告らは、自らが所有する土地と隣接する土地の境界を確認することを試みたが、広沢二丁目 78 番 10 の土地の所在が不明であり、同土地の所有者が立ち合いに応じないため、境界を確認することができなかった。そこで、本件訴訟を提起し、土地の境界を確定することを求めたものである。

2. 浜松市の主張

不動産登記法第 14 条に基づく地図以外の公図である地区の場合には、現地の既存構造物等の状況と整合を図りながら、公図の道路幅員が確保できるように官民境界を主張する方針としているため、同方針に則って主張する予定である。

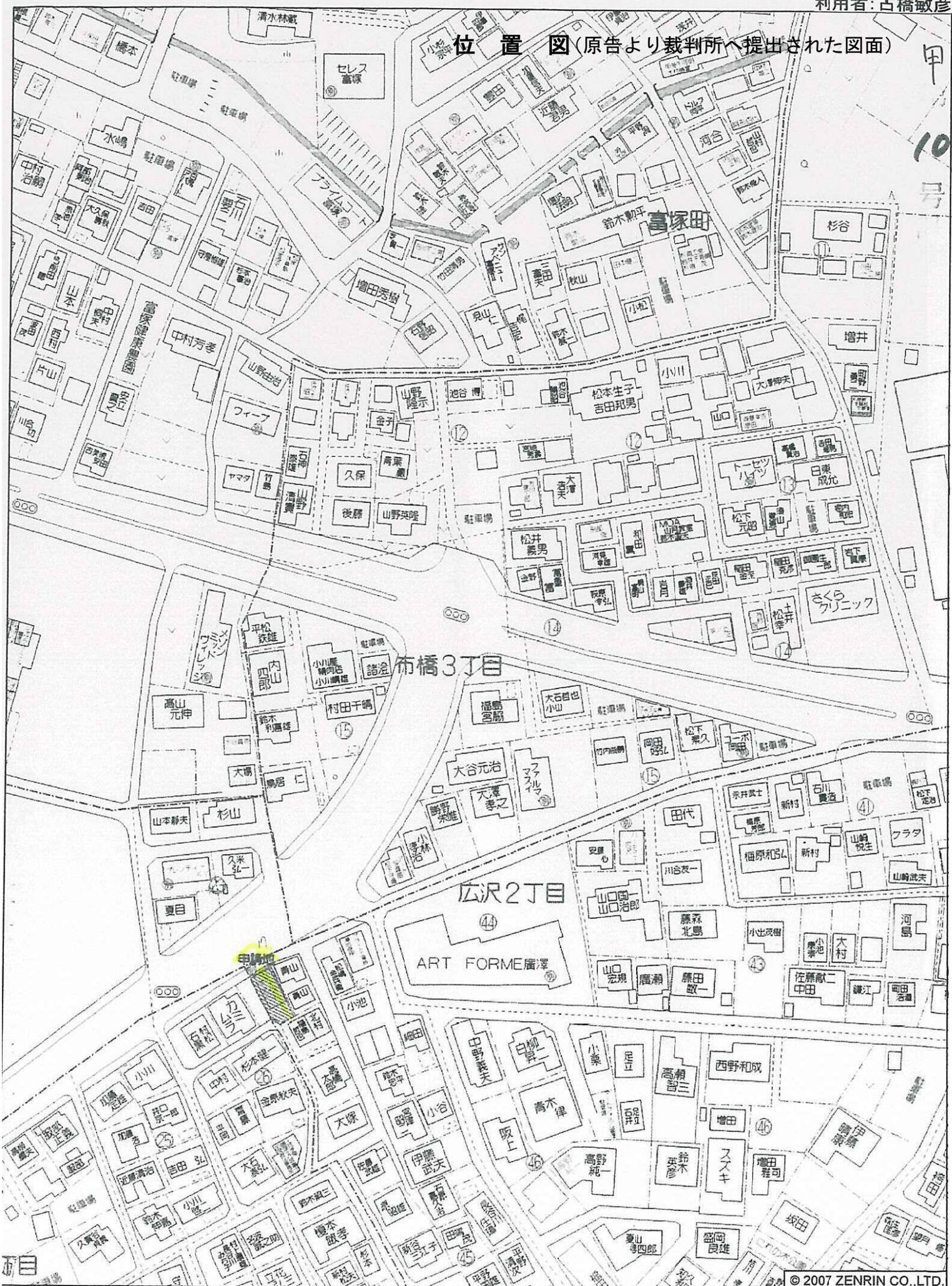
3. 第 1 回口頭弁論期日

期 間：平成 31 年 1 月 16 日 (水) 午前 10 時

出頭場所：静岡地方裁判所浜松支部 2 号法廷

位置図(原告より裁判所へ提出された図面)

甲  
10  
号



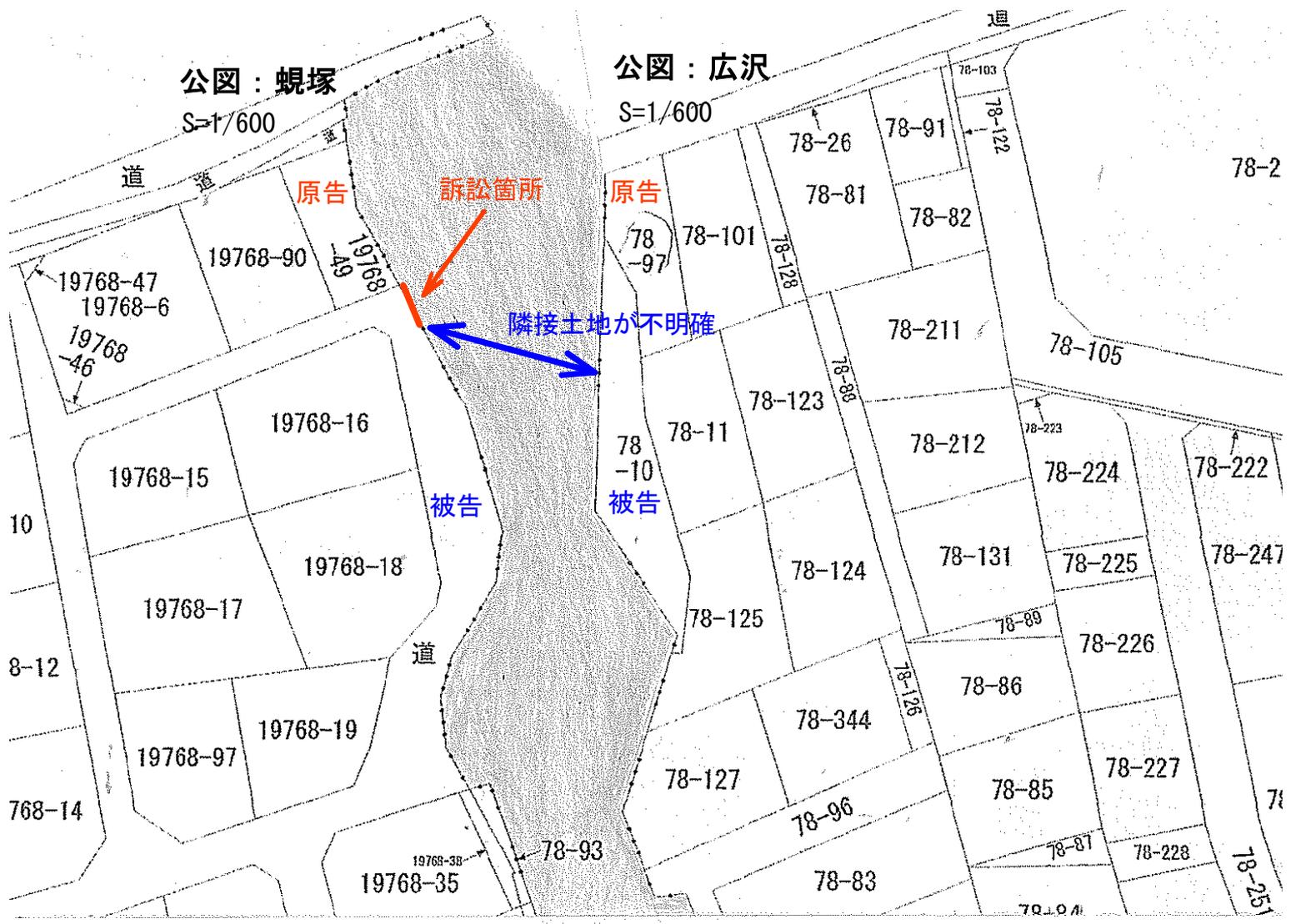
中区布橋3丁目付近

公図：蛭塚

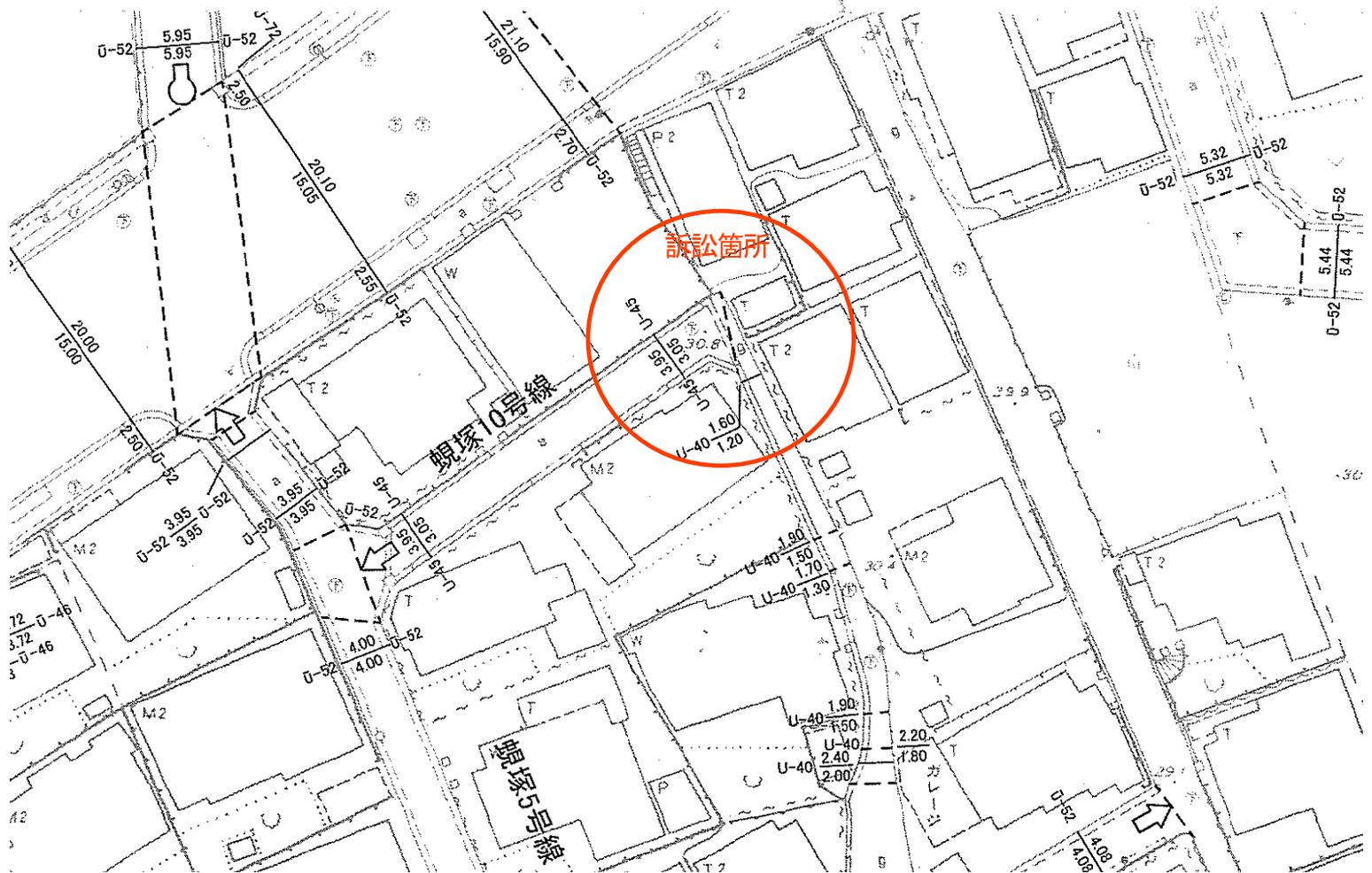
S=1/600

公図：広沢

S=1/600



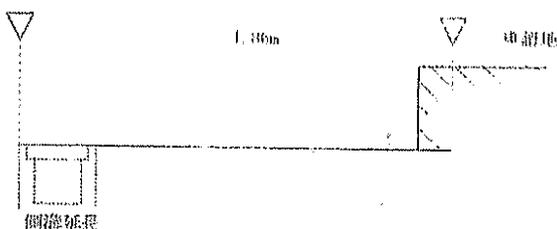
道路台帳 S=1/500



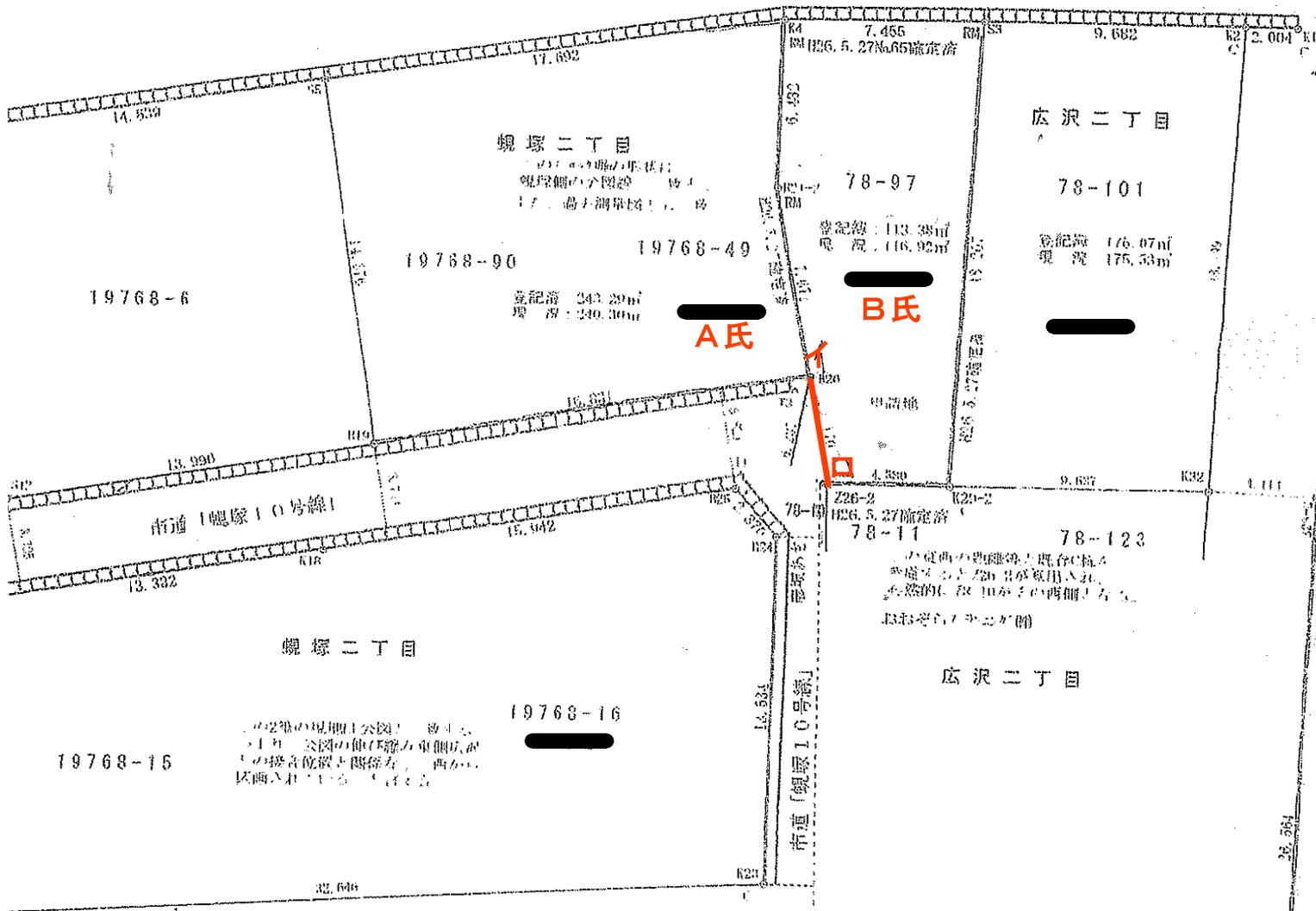
### 原告より裁判所へ提出された図面

**\* イ点とロ点を結ぶ境界を主張**

横断面図



市道「**イ**」(泉倉松線)



座標求積表

番名	X	Y	$X_n - X_{n-1}$	$Y_n (X_n - X_{n-1})$
78-97	-141946.105	-72387.442	-9.237	668642.801754
	-141951.991	-72384.728	-12.074	373973.205872
	-141958.179	-72380.194	-9.553	691447.993282
	-141961.544	-72377.732	-1.323	95755.739436
	-141960.509	-72373.639	18.700	-1260000.535990